

高福第2263号
令和5年7月3日

サービス付き高齢者向け住宅 登録事業者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公印省略)

重要事項説明書の提出について（依頼）

本県の高齢福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、重要事項説明書の提出をお願いしています。

については、令和5年7月1日現在の状況を記載した重要事項説明書をe-kangawa電子申請システムにより本県高齢福祉課あて御提出ください。

本県からの案内については、今回御提出いただいた重要事項説明書に記載されている事業所メールアドレス宛に送付することになりますので御承知おきください。不都合がある場合は問合せ先まで御連絡ください。

また、重要事項説明書記載の情報につきましては、国の生活情報関連システム及び災害時情報共有システムへの登録を行いますので、登録を拒否される場合についてはその旨、令和5年7月31日までに下記問合せ先まで御連絡ください。（なお生活情報関連システム及び災害時情報共有システムについては、国の重要事項説明書様式を利用するため、様式が異なる場合や御提出がない場合は登録ができませんので御承知おきください。）

1 対象住宅

令和5年7月1日時点で入居開始済みのサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホーム

2 提出書類（住宅ごとに作成してください。）

重要事項説明書

※記入例をホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

3 提出書類（様式）

県ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f360705/>)

ホーム（「分類から探す」タブ）

> 健康・福祉・子育て

> 介護・高齢者

> 高齢者向け施設・住まい

> サービス付き高齢者向け住宅について

「重要事項説明書の提出について（有料老人ホームに該当するサ高住向け）」

4 留意点

(1) 重要事項説明書は、令和3年11月に改正された様式（エクセル形式）で提出してください。

(2) 提出された重要事項説明書は県ホームページに掲載します。令和5年7月1日の運営状況を正しく反映させてください。

(3) 重要事項説明書は、別添1、2についても併せて御提出ください。

(4) ファイル名には「所在市町村名_事業所名」を記載してください。

※（例）重要事項説明書（平塚市_かながわの郷）.xlsx

5 提出先について

様式等を掲載している県ホームページに e-kanagawa 電子申請システムへのリンクを掲載しています。そちらから御提出ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f360705/>)

6 提出期限

令和5年7月31日（月）

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ

電話 (045) 210-1111（代表） 内線 4857～4859